

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年10月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 2400096 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (国) 第 2400013 号

第1 結論

平成2年4月から平成6年3月までの請求期間、同年4月から平成8年4月までの請求期間、同年4月から平成10年4月までの請求期間、同年4月から平成12年6月までの請求期間及び同年7月から平成14年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年4月から平成6年3月まで
② 平成6年4月から平成8年4月まで
③ 平成8年4月から平成10年4月まで
④ 平成10年4月から平成12年6月まで
⑤ 平成12年7月から平成14年4月まで

請求期間①について、私は、平成2年6月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、金融機関又は郵便局の窓口で納付していた。

また、A市から転出した後、B市C区、D市及びE市においても国民年金保険料を納付していた。

請求期間①から⑤までの国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成2年6月頃に、A市役所において国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）「*」は、被保険者台帳管理簿等により、平成6年5月10日に社会保険事務所（当時）からB市C区に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、オンライン記録における請求者の記号番号の前後の番号が付与された被保険者の資格取得処理日等から、請求者の国民年金の加入手続きは、B市C区において、同年5月頃に初めて行われ、その際、強制加入被保険者として平成3年4月1日に遡って被保険者資格を取得したことが推認されることから、請求者が主張する国民年金の加入手続きの時期及び場所と一致しない。

また、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成6年5月時点で、請求期間①のうち、平成2年4月から平成4年3月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、請求期間①のうち、平成4年4月から平成6年3月までの期間、請求期間②及び請求期間③のうち、平成8年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、前述の推認される加入手続時期から判断すると納付することは可能であるものの、請求者が納付したとする金融機関及び郵便局を特定することができず、保険料の納付状況が不明である。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、平成8年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成9年6月20日に同資格を喪失しているが、その後、令和5年2月6日に日本年金機構により昭和63年*月*日（20歳到達）の資格取得の事務処理が遡って行われるまで、請求期間①のうち、平成2年4月から平成3年3月までの期間、請求期間③のうち、平成9年6月から平成10年4月までの期間、請求期間④及び⑤の各期間については国民年金への加入記録はなく、制度上、当該期間の国民年金保険料を、納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に対して、前述の記号番号とは別の記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。